

選択科目に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、選択科目に関し必要な事項について定めるものとする。

(選択科目の種類)

第2条 サレジオ工業高等専門学校（以下「本校」）が教育課程において定める選択科目を以下の通りに分類する。

- (1) 指示された科目群の中から指定された単位数を履修し、卒業までにその単位を修得しなければならないものを「選択必修科目」という。
- (2) 指示された科目群または科目で、その単位の履修が義務づけられていないものを「自由選択科目」という。

第3条 準学士課程の各学科が定める前条の選択科目は、教育課程表に記載するものとする。

(選択科目の履修申告)

第4条 選択科目の履修を希望するものは、定められた期間内に希望する科目を申請しなければならない。

第5条 履修希望者が多数となるときは、授業運営に支障をきたすと認められる場合に、履修者の調整をすることがある。

(履修の取り消し)

第6条 自由選択科目を履修したものは、当該年度中に履修を取り消すことは出来ないものとする。ただし、各学科が学科学生に対してのみ開講する自由選択科目は別途規程を設ける。

(選択科目の開講)

第7条 履修希望者の人数によっては、学校長は、教務部会の議を経た後、当該科目を当該年度に開講しないことがある。

(自由選択科目の出欠席)

第8条 自由選択科目の出欠席は科目担当者が管理し、成績報告の際に報告するものとする。

第9条 自由選択科目の出欠席は準学士課程教務規則第24条および第26条の表彰選定の際に、勘案されないものとする。

(進級条件における自由選択科目の扱い)

第10条 自由選択科目の未修得は進級に関する規程に定める未修得科目数には含まれないものとする。

(自由選択科目の認定試験)

第11条 過年度未修得であった自由選択科目の認定試験は実施しない。ただし第5学年で履修した自由選択科目に限り、認定試験を行うこともある。

(附則)

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。